

○副議長（泊 照彦） 次に22番 櫻井 周議員の発言を許します。——
—櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして議案第12号等の質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第12号、平成25年度伊丹市一般会計予算についてお尋ねをいたします。そのうち、まず歳入、第10款地方交付税についてお伺いをいたします。この中で平成25年度の地方財政計画におきまして地域の元気づくり推進費なるものが計上されております。算定方法は、総務省のホームページによりますと、ラスパイレス指数が低いともらえると、それから職員数の定数削減が進んでいるともらえると、こういう内容になっております。伊丹市の場合は、ラスパイレス指数が高いので多分もらえないだろうと、一方で職員数の定数削減については取り組んできたのももらえそうだというふうにも考えられておるところでございます。

そこでお尋ねいたします。今回の予算案の歳入において、地域づくり、地域の元気づくり推進費は地方交付税の中に盛り込まれているのでしょうか。

先ほど、伊丹市はラスパイレス指数が高いのでこの項目ではもらえないというふうに申し上げましたけれども、実際この伊丹市の給与水準は近隣市に比べて低くなっております。阪神6市の中でも最低でございます。にもかかわらずラスパイレス指数が高いのは、能力主義の人事を行っているということでございます。すなわち高卒でも能力があれば管理職に登用されるということでございます。このラスパイレス指数を交付額の算定根拠とすることは、地方自治体の人事制度をゆがめることになるというふうにも思うところがございますが、そこでお尋ねをいたします。ラスパイレス指数の問題点を指摘し、ラスパイレス指数を交付額の算定根拠としないように総務省に抗議するべきだというふうに考えますけれども、伊丹市として抗議をされましたでしょうか。

ただ、今後もこのラスパイレス指数に基づいて物事を決定するということはあり得そうです。能力主義の人事を維持しつつ、伊丹市のラスパイレス指数を引き下げるといような取り組みをするべきだというふうに考えますが、伊丹市としてこのラスパイレス指数、引き下げるといような取り組みをしていますでしょうか。例えば、高卒の管理職、ないしは高卒で管理職になりそうな職員に、大学の通信課程教育などで学位を取得するというのを奨励するなど考えられますが、いかがでしょうか。

一方で、職員数の削減が多いと元気づくり推進費が交付されるということを言及いたしましたけれども、これの問題点といたしまして、町の人口の増減が考慮されていないということがあります。魅力あるまちづくりをし、人口が増

加をする、そうすると行政の業務量が増加します。そうすると、職員数の増加要因となります。伊丹市の場合は平成5年から現在まで約1万人、人口増加しております。近隣市の人口が減る中で、伊丹市は魅力あるまちづくりに取り組んできた、そういう成果だと思えます。特にこの藤原市長の2期8年の間にも人口が大分ふえたということだと思えます。

一方で、安倍総理は所信表明演説の中で、頑張る人は報われると、これは社会の信頼の基盤だというふうにお話しされておりました。魅力あるまちづくりに頑張った伊丹市は報われないということでは、これは安倍総理の方針とも反するように考えられます。

そこでお尋ねをいたします。職員数削減に基づく交付額の算定は、頑張る自治体は報われないということを示して総務省に抗議するべきだと思えますが、伊丹市としてどのように対応されましたでしょうか。

次に歳入、第18款繰入金についてお尋ねをいたします。地方交付税の基準財政需要額の人件費が国家公務員に準じて7.8%削減されるということで、しかし伊丹市では国家公務員に準じた7.8%の給与削減はまだ実施していないというふうに理解しております。そうすると不足分を財政基金から繰り入れるということになるかと思えます。

そこでお尋ねをいたします。伊丹市はこれまで人事院勧告に準拠して職員給与を決定してまいりましたが、今回の基準財政需要額における人件費の算出方法の変更による地方交付税の削減は人事院勧告を無視せよということになるのでしょうか。

一方で、この国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律によれば、国家公務員の7.8%の給与の削減は来年の3月までです。この基準財政需要額における人件費の算出方法の変更による地方交付税の削減は来年3月までということでしょうか。

次に、これらの質問をまとめまして、地方交付税と地方自治のあり方についてお尋ねをいたします。そもそも市役所の給与水準と職員数という地方自治体の内々のことについて国が地方交付税でもって介入しようとする地域の元気づくり推進費は地方自治の本旨に反すると考えます。また、地方交付税という地方自治体固有の財源について国の都合で人件費の算出方向を変更することは、地方自治の本旨に反するとこれも考えます。こうした国の政策について、市当局はどのようにお考えでしょうか。

しかしながら、国の措置に問題が多いというふうに考えますけれども、国による地方交付税を用いた兵糧攻めに対しては、なかなかこれ対抗する手段もないというふうにも考えますところ、結局は職員の給与削減は行うのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、議案第18号、平成25年度伊丹市交通災害等共済事業特別会計予算及び議案第19号、平成25年度伊丹市災害共済事業特別会計予算についてお尋ねをいたします。

まず、交通災害共済についてでございますが、これは赤字傾向にありまして、基金残高がずっと減少し続けております。この廃止を含めた制度変更する場合の移行に必要な期間ということを考え合わせれば、もうタイムリミットは過ぎているようにも思いますけれどもいかがでしょうか。この問題、これまで何度も本会議や委員会でも取り上げられております。結論を出すべき時期はとっくに過ぎているというふうに考えますが、市当局の見解をお聞かせください。また、これら交通災害共済及び災害共済のあり方については、昨年9月定例会の都市消防常任委員会において、審議会を立ち上げるというお話がありましたが、審議会を立ち上げたのであるならば、議論の進捗状況について御説明ください。

そもそも、この保険でございますけれども、保険の原理というのは、確率統計学の代数の法則を利用しております。多くの加入者でリスクを分散させるということが必要であります。伊丹市という5キロ四方の小さな自治体がやる仕事ではないのかなというふうに考えております。

そこでお尋ねをいたします。保険の原理に基づけば、交通災害共済や災害共済は、市町村の担うべき業務ではないと考えますが、市当局の見解をお聞かせください。

また、この民間活力の活用及び国、県、市の役割分担という観点からも、この民間企業の保険というのは最近非常に充実しております。また、兵庫県においても県民共済やフェニックス共済などいろんなメニューを取りそろえています。そこでお尋ねいたします。兵庫県や民間保険会社が地震保険を含めさまざまな保険商品を提供しておりますが、伊丹市の交通災害共済と災害共済でなければカバーできないというリスクはあるのでしょうか。

また次に、伊丹市役所の業務処理能力の限界という観点からもお尋ねをいたします。昨年12月定例会で、市役所の事務処理ミス、多数御報告ありました。市長及び副市長の給与もカットということございました。この伊丹市の業務処理能力が限界を超えていると、職員の定数も随分削減してまいりました。そうした中でございますから、選択と集中を行うなど、市役所の業務を抜本的に見直すべきだというふうに考えるところ、具体的にはこの交通災害共済と災害共済を廃止すべきというふうに考えますが、市当局の見解をお聞かせください。

また、この両共済事業でございますが、自治会への還付金という観点から、この自治会への還付金が自治会活動の支援になっているということで、この交通災害共済、災害共済を継続すべきだという意見もありますけれども、これは理由としては当てはまらないと、本当に自治会活動の支援が必要であるのであ

れば、別途それについて予算を計上すべきだというふうに考えますが、市当局の見解をお聞かせください。

次に、近隣市の状況という観点でございますが、近隣市では交通災害共済、災害共済を廃止するなどして、もう実施していないというふうに認識しておりますが、こうした状況を考えて市当局はどのように考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

次に、議案第31号、伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてお尋ねをいたします。似たようなものとしまして、災害対策に関してというものがございますが、これでは伊丹市防災会議条例および伊丹市災害対策本部条例というもの2つございましてこれで規定されております。関係といたしまして、この伊丹市防災会議条例で防災会議を実施し、その中で伊丹市地域防災計画を作成する、そして実施をする。ですからこの災害対策本部の具体的な内容についてはこの地域防災計画の中で書かれているという関係になっております。一方で、この今回の条例案のもとになります新型インフルエンザ等対策特別措置法を見ますと、国が行動計画を作成するということになっております。そしてそれに基づいて都道府県が行動計画を作成、さらにそれに基づいて市町村が行動計画を作成するということになっておりまして、現在のところは国が行動計画を作成中ということですから、それを都道府県は待っている状態、さらに市町村は待ちぼうけということになります。

一方で、この今回の新型インフルエンザ等対策本部条例を読みますと、本部長、副本部長、部員がいるというだけで、それぞれ本部長、副本部長の人事、それから具体的な役割などは不明でございますが、これだけでこの本条例は機能するのでしょうか。

次に、議案第48号、退職金条例の改正についてお尋ねをいたします。まずは、実施時期でございますが、この国家公務員の場合は1月からもう既に実施していると、兵庫県の場合は明日から実施というふうに聞いております。新聞報道によりますと、他の自治体ではこの駆け込み退職が発生をして、人事に混乱が生じているという話も聞くところでございます。3月末まで、年度末まで勤め上げた正直者がばかを見るという制度はこれは欠陥だというふうに理解いたしますし、ある種このロイヤリティーといいますか、とそれからお金と、どちらをとるのかという苦渋の判断を職員に迫るといってもこれは組織としてあってはいけないことだというふうに思っております。

そこで、お尋ねをいたします。実施時期は4月からというのは、国や兵庫県と比較して遅いようにも思えますが、これは駆け込み退職による人事の混乱を回避するためのものでしょうか。

次に、給与改定との関係をお尋ねをいたします。国の方針に沿って給与削減

を実施した場合、本条例による退職金の調整率カットによる削減効果と、それから本棒給与カットによる減額効果が二重にかかってくるのかなというふうにも思いましたが、いかがでしょうか。以上で1回目の質疑を終わります。

○副議長（泊 照彦） 平寄正俊財政基盤部長。

○番外（財政基盤部長平寄正俊）（登壇） 私からお尋ねのうち、財政に関する質問につきまして順次お答えを申し上げます。

まず、地域の元気づくり推進費の普通交付税の算定についてお答え申し上げます。今回の地方財政計画におきまして、地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応から、平成25年7月から国家公務員と同様の給与費削減を実施することを前提として地方公務員給与費が削減される一方、防災・減災事業等歳出に特別枠を設定して計上されたところでございます。地域の元気づくり推進費につきましては、地域経済の活性化事業など各地域の実情に応じ、普通交付税の内数として措置され、その算定に当たりましては地方団体からの要望も踏まえ各地方団体のこれまでの人件費削減努力を反映するものとされており、この人件費削減努力の地方交付税の配分の考え方につきましては、今後8月の地方交付税の決定に向けた算定の中で法制上も明確化されるものと考えておりますが、現在私どもが得ている情報によれば、人口をベースにした基礎額、ラスパイレス指数、職員数削減の3点について、3分の1ずつ算定されるものと伺っているところでございます。したがって、現時点において推定すれば、少なくとも本旨はラスパイレス指数による加算配分は期待できないものと見込んでいるところでございます。議員お尋ねの本市当初予算における地域の元気づくり推進費の見積もりにつきましては、ラスパイレス指数分や職員削減分等を個別に積算し、基準財政需要額に反映させる措置はいたしておりませんが、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の予算編成に当たっては、地方財政計画における歳入歳出見積額から推計した見積もりを行っていることから、この点において地域の元気づくり推進費につきましてはマクロベースでは見込んでいるものと認識をいたしております。

次に、国の都合で地方交付税の算出方法を変更することは地方自治の本旨に反するのではないかとのお尋ねにお答えを申し上げます。平成25年1月28日付の総務大臣からの書状が都道府県知事、都道府県議会議員、市区長、市長、市区町村議会議員あてに届けられ、政府において公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定し、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されたところでございます。私ども伊丹市といたしましては、地方財政対策の決着を受けた地方交付税の削減と地方公務員給与の問題につきましては、全国市長会から申し入れしましたとおり、大きく次の3点において本質的な問題があるものと考えて

いるところでございます。

1点目といたしまして、そもそも地方公務員の給与は公正忠実な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題になるのではないかと考えています。

2目につきましては、公務員の総人件費や給与適正化のあり方につきましては、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきものであり、ラスパイレス指数を用いる指標について、有識者などによる検討を行った上で、国と地方の協議の場などにおいて十分な時間をもった協議を行うことが必要になるのではないかと考えている点でございます。

3点目といたしましては、地方交付税は地方固有の財源であるにもかかわらず、政策誘導手段として財政誘導が行われたことは、地方分権の根幹にかかわる問題であり、また交付団体と不交付団体の間におきまして不公平感を生じることとなるなど、財政自主権を損なうものになるのではないかと考えている点でございます。

加えまして、去る2月8日の日に藤原市長が上京した際におきましては、総務省に対しまして直接、私ども地方団体の行財政改革は国から「給与」と名指しされて行うべきものではなく、本市のように市税の徴収対策や債権の管理、地方債発行時におきますIR活動など、国の支援を仰ぐことなく、みずからの勉強や実践において歳入確保や歳出削減を行っている努力はここでいう行財政改革においては全く考慮されていないことが問題ではないかと申し入れを行ってきたところでございます。

一方で、給与改定の要請時期を年度当初ではなく、7月からと延期されたこと、地方公務員給与を削減した財源が国の財政再建ではなく、地方財政計画上、特出しされ、地域の元気づくり事業費などにおいて地方に配分されることとなったこと。

3点目といたしまして、平成26年度以降は国と地方公務員の給与問題につきまして、ラスパイレス指数を含めて国と地方の協議の場などにおきまして十分議論することなどの対応が出されたことは、予算が越年する時間的に制約された中におきましては一定の評価ができるものと考えているところでございます。引き続き根本的な問題提起となりました地方交付税のあり方や地方公務員給与のあり方につきましては、直接、あるいは全国市長会などを通じて主張すべきことを申し上げていきたいと考えております。

○副議長（泊 照彦） 増田総務部長。

○番外（総務部長増田 平）（登壇） 私からは、議案第12号及び議案第48号に関する数点の御質問にお答えいたします。

初めに議案第12号、平成25年伊丹市一般会計のうち、地域の元気づくり推進費についてでございますが、この措置につきましては各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映できるものとして、ラスパイレス指数と職員数の削減実績に基づき算定を行うこととされており、国と地方の協議の中で人件費削減の努力を反映させるべきだという地方からの強い要請に対応したものでございます。問題があると御指摘のラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100としたときの地方公務員の給与水準をあらわすものとされておりますが、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方自治体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方自治体の仮定給料総額を国の実俸給総額で除して得る加重平均でございます。しかしながら、地方自治体は採用1年目の職員から幹部職員である、本市であれば部長級までを比較対照とするのに対し、国家公務員の場合には職員に占める割合は少ないとはいうものの、一般的には審議官など、本省次長級以上の幹部職員は「指定職俸給表」と呼ばれるより高い俸給表が適用されることから比較対照から除かれています。そうしたことから、地方自治体において経験が少なくして、つまり若くしての昇任者がいた場合や高校卒の職員が国の標準昇任モデルでは昇任しない幹部職員に昇任した場合などには、即座にこの指数を引き上げる要因となります。

このような理由から本市だけでなく、地方自治体としてはラスパイレス指数のみをもって地方自治体の給与水準を比較できるものではないとしております。加えてラスパイレス指数につきましては、地域手当が指数の算定には反映されていないため、実態経営に影響を及ぼす総額人件費とは直接関係するものではないことなどから、本来の人件費を比較する手法としては課題があると認識いたしております。しかしながら、これまでの意見の相違がある中で、ラスパイレス指数が国、県の助言項目として取り扱われてきた経緯がございますことから、引き続きラスパイレス指数の問題点などについての主張を行うとともに、給与水準を示すための新たな手法につきまして議論する必要があると考えております。

また、ラスパイレス指数を引き下げようような取り組みをしているのかとのお尋ねでございますが、本市におきましては議員御案内のとおり、過去に一般行政職員の採用を7年間ストップしたことによる特異な年齢構成、また、団塊の世代の大量退職に伴う若手管理職の登用、特に高校卒、大学卒などの学歴区分によらない能力と実績に基づく昇任管理がラスパイレス指数を引き上げる具体的な要因となっております。ちなみに、このラスパイレス指数では阪神間中位ではございますが、平均給与月額で比較をいたしますと、平均年齢や平均勤続年数の違いはございますが、本市におきましては阪神間では低位の水準にございます。このような中で、高卒の管理職や管理職候補となる職員に対して、大

学の通信課程等で学位を取得することを奨励してみてもどうかとの御提案でございますが、現在市内の大学と連携し、高校卒及び短大卒を対象とした大学卒業資格を取得できる通信教育課程を職員に紹介するなど、就学機会の拡充を図っているところでございます。

次に、職員数に基づく交付税の算定につきましては、頑張る人は報われないことを示して総務省に主張を行ったのかとの御質問についてでございますが、今回の算定方法につきましては、御指摘のとおり人口の増加に伴う行政需要の増などを加味せず、単に職員数の増減を踏まえて行うものでございます。本市の一般職の常勤職員数につきましては、平成5年で2332人であったものが、魅力あるまちづくりを進めつつ、業務委託や多様な雇用形態の推進、指定管理者制度の導入などに積極的に取り組みました結果、平成24年には1855人となっており、477人が減少したところでございます。また、人口の動向につきましては、平成5年の住民基本台帳人口が18万4319人、平成24年では19万7632人と、1万3313人増加しており、これにより人口1000人当たりの普通会計職員数では、平成5年の8.29から平成24年では5.84と2.45ポイント減少しておりますことから、本市にとって比較的可利な条件であると考えております。議員御指摘のように、必ずしも正確に行革努力を反映していないという御意見は否定できないところではございますが、これまでの地方の意向が反映された措置でもあり、全国市長会など地方六団体からも一定評価されているところでございます。

次に、今回の基準財政需要額における人件費の算出方法の変更による地方交付税の削減は人事院勧告を無視せよということかとお尋ねでございますが、人事委員会を設置していない本市におきましては、人事院勧告に準拠しつつ近隣他都市との均衡にも留意しながら、今日的な人事給与制度の構築に取り組んでまいりました。今回の地方交付税の削減に伴う給与削減措置につきましては、人事院勧告に基づく視点とは異なったものであり、地方交付税といった歳入の削減に絡んだ行政の経営問題としてとらえる必要があると考えております。

次に、今回の給与削減に伴う地方交付税の削減は、来年3月までかとお尋ねについてでございますが、今回の要請は総務大臣からの書状により、現下の最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中で、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものとされておりますことから、来年3月までの時限的なものと認識しております。

最後に今回の措置に伴う地方交付税の削減により、結局は職員給与を削減するのかということにつきましては、実際に地方交付税が削減されますと、各地方公共団体では歳入不足が生じることとなりますことから、本市では平成25

年度予算では削減相当額の3億6000万円につきまして、財政調整基金で対応しているところでございます。今後は自治体の経営問題として対応を検討していかなければならないと考えており、この措置が労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度と趣旨・目的を異にするものであるとの認識に立ちながら、今回の地方交付税減額の根拠となりました職員の人件費につきましても、対応策の一つとして職員団体との協議を含め慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、議案第48号、伊丹市職員退職手当の支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてお答えいたします。

今回の条例改正の内容につきましては、退職手当に係る調整率を現行の100分の104から100分の87へ引き下げるとともに、その調整率の適用対象について、今回、退職理由及び勤続年数にかかわらず、すべての退職者を対象にしようとするものでございます。あわせて実施に当たりましては経過措置を設け、平成25年4月1日から年度を区切りとして3段階での引き下げを行うものでございます。

まず、実施時期を4月といたしましたのは、駆け込み退職による人事の混乱を回避するためかとお尋ねについてでございますが、年度途中の実施を決められた自治体におきましては、駆け込み退職により組織運営に苦慮されておられるとの新聞報道がございました。3月実施とされたある自治体では、この駆け込み退職が年度末退職予定者の約2割に上り、その対策として非正規職員の採用を初め、兼務辞令を出しての事務の分担の見直しなどにより対応されると聞き及んでおります。本市におきましては、昨年11月に急遽、国家公務員の退職手当法が改正されて以降、職員団体との協議を踏まえ、職員への周知期間、また現場の混乱を起こさないようにとの配慮から、年度を節目とした4月実施といたしましたところでございます。

次に、国の方針に沿って給与削減を実施した場合、本条例による退職金の調整率カットによる減額効果と本棒給与カットによる減額効果が二重にかかってくるのかとお尋ねでございますが、今回の国の給与カットにつきましては、給料及び一般職給与法に基づき支給されます給与のうち、地域手当や期末勤勉手当等を減額するものでございまして、退職手当に反映する規定とはなっておりません。今回の地方公務員の給与削減につきましても、国家公務員の給与削減に準じたものでございますので、二重に減額効果が発生するというのを想定いたしておりません。

○副議長（泊 照彦） 川村副市長。

○番外（副市長川村貴清）（登壇） 私からは議案第18号及び19号での御質問のうち、5点目の業務処理能力の限界から、交通災害共済、災害共済事業を

廃止すべきでは、そういう、ついでの見解のお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、職員の事務処理ミスと業務処理能力との関連ということでございます。こういう御指摘でございましたが、昨年、頻発をいたしました一連の事務処理ミス、不適切な対応等の背景にある要因といたしましては、昨年11月にも御報告をさせていただき、12月定例議会においても御答弁を申し上げておりますが、引き続き制度や社会の仕組みの変革、あるいは価値観の変動などの取り巻く厳しい環境の中、組織的な対応の乱れや、活力・規律の低下などの組織の課題、複雑・多様化する行政需要への対応での意欲低下や役割意識、自覚の低下・欠如などの職員の課題、そしてコミュニケーション不足、相談不足、報告遅滞などの職場環境の課題が複合的に絡み合っていることが主な要因と分析をさせていただきます。私自身、特に管理職員との面談、ヒアリングを全庁的に継続実施するなど、それらの改善対応に努めてるところでございます。業務管理、業務処理能力の限界のみが主な原因とは考えてございません。

一方、議員御承知のとおり、本市におけます事務事業の整理につきましては、市行財政プランにおきまして行政が実施する住民サービスについては、その目的・必要性・公益性及び代替性の有無の観点から常に事業の見直しを実施することとし、事業実施の根拠・手法及びその効果について不断の検証を行い、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう努めているところでございます。この行財政プランでは、見直し検討項目として、この両共済事業につきましても位置づけをしているところでございます。

現在、伊丹市交通災害等共済審議会におきまして、現実的な御議論をいただいているところでもございました。その答申を踏まえまして、適切な対応をしてまいりたいと考えてございます。

○副議長（泊 照彦） 寺田都市基盤部長。

○番外（都市基盤部長寺田茂晴）（登壇） 私からは、議案第18号、平成25年度伊丹市交通災害等共済事業特別会計予算及び議案第19号、平成25年度伊丹市災害共済事業特別会計予算に関する御質問にお答えをいたします。

まず、伊丹市交通災害等共済事業につきましては、昭和42年に制度を創設し、昭和49年に学童災害共済と統合をして事業運営を行っております。また、伊丹市災害共済事業につきましても昭和47年に制度創設以来、いずれも市民生活にかかわる身近な共済制度として幅広く浸透し、今日までそれぞれ事業運営を行ってきたところでございます。議員御質問によります共済事業のあり方について、結論を出すべき時期に来ているのではないかとこのことでございますが、これまでも同様の御質問において、他市での状況調査を初め、内部検討を行ったことなど、種々御答弁を申し上げ、また先の9月定例市議会にお

いて、審議会の意見を伺うことを御答弁させていただいたところでございます。災害共済事業につきましては、現状において単年度の収支は均衡し、一定の基金への積立ができており、平成23年度末の基金残高が約1億3400万円となっておりますが、交通災害等共済事業につきましては、議員御指摘のとおり平成23年度末における基金残高は約4700万円となっております。近年、基金を取り崩して事業運営をしている状況から見ますと、何らかの見直しを要するものと認識をしておるところでございます。

したがいまして、平成24年11月20日に、伊丹市交通災害等共済審議会に対しまして、伊丹市交通災害等共済事業及び災害共済事業のあり方について諮問をし、これまで2回審議会を開催し、両共済事業のあり方について種々御審議をいただいたところでございます。

また、審議会の進捗状況についてでございますが、平成24年11月20日に開催をいたしました第1回審議会では、両共済事業の現状、近隣市の状況、会計収支の状況、現状の課題と問題を解決するための課題等について御審議をいただき、平成25年1月23日の第2回審議会では、見直し案の比較と今後のあり方について、それぞれ御審議をいただいたところでございます。なお、第3回審議会につきましては3月に予定をしており、これまで御審議いただきました意見・内容等を踏まえ、両共済事業の今後のあり方について方針案を検討していただく予定としております。これまでの審議において、両共済事業の現状や経営を踏まえ、会費または見舞金を見直しする案や、両共済を統合する案、制度廃止などにつきまして、慎重かつ熱心に御審議を行っていただいている状況でございます。

次に、両共済は市町村が担うべき業務ではないとのことについてでございますが、交通災害等共済事業につきましては、制度創設時は高度経済成長期の過程にもございまして、車の増加に伴う交通事故もふえる中で、交通事故被害者を少しでも救済する観点から、制度創設したものでございまして、今日においても市民相互の享受を連携の仕組みを通じて会員相互で支援できる制度として、市民の約3割の方が加入されているなどし、また、災害共済事業につきましても約24%の加入状況となっているなど、市民にも広く認識をされ、受け入れられている状況でございます。いずれにいたしましても、こうした状況や審議会の意見・答申を踏まえ、今後のあり方を整理してまいりたいと考えております。

次に、本市の両共済制度でなければカバーできないリスクがあるのかとのことでございますが、特段カバーできないリスクはございませんが、本市の共済制度は他の共済制度や民間保険と比べて、掛金も安価で加入しやすいといった特徴があり、先ほど申し上げましたとおり、まだまだ多くの市民に広く受け入

れられているものと考えております。

次に、自治会に対する手数料についてでございますが、共済の会員募集は、交通災害等共済におきましては、その大半を自治会及び公立小・中学校を通じて行っておりまして、その加入割合は、自治会によるものが全加入者の約80%を占めており、また、災害共済におきましても全加入者の約83%を占めておる状況でございます。これは、共済会員募集に係る申込書の配布から回収までの一連の業務について自治会を通じてお願いをしており、その協力によるところが大きく、これら業務に対する手数料をお支払いしているものであり、決して自治会活動の支援のため共済制度を継続しているという趣旨のものではございません。

最後に、近隣市の状況からも、両共済を廃止すべきではないかとお尋ねについてでございますが、現在、阪神間において自治体単独による共済制度の実施は本市のみとなっておりますが、これまでより御答弁申し上げておりますとおり、両共済事業の今後のあり方につきましては、現在、伊丹市交通災害等共済審議会において、御審議をお願いしているところでございますので、同審議会からの答申を得た後、答申の趣旨を踏まえ整理をしてみたいと考えております。私からは以上でございます。

○副議長（泊 照彦） 柳田危機管理担当市長付参事。

○番外（市長付参事柳田 尊正）（登壇） 私からは、伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例が機能するのかの御質問について、お答えさせていただきます。

まず、本条例の根拠及び行動計画策定の流れですが、本条例の提案理由にもございますとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴うものであり、近年、東南アジアなどを中心に、家禽類の間で、H5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生し、家禽類から人に感染し死亡する例が報告されていることから、今後はこのようなウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されることにより立法化されたものであります。あわせて、同法では国内で新型インフルエンザが発生し、国による緊急事態が宣言された場合は、直ちに市対策本部を設置することといたしております。さらに、説明いたしますと、同対策本部は市長を本部長とし、市の職員をもって組織し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどると規定いたしており、法第37条の条例への委任規定により、必要な内容について条例案として提案させていただきました。さらに、今回、法施行において国民の社会活動制限等について、一層の検討が必要とのことから、附則として施行状況を勘案して必要な検討を加えるとの一条が加えられたとともに、現在まで検討会議等により意見聴取が重ねられており、5月10日までの間に法律の施行がなされることとなっております。

今後、法施行後に政府行動計画を策定、そしてこれに基づいた県行動計画、市行動計画を階層的に策定することと規定されております。

本条例が機能するののかとの御質問につきましては、今回の法律制定は平成21年に発生いたしました新型インフルエンザの経験を踏まえ、従来あった各種対策の法的根拠の明確化が示されております。本市におきましても、対策本部の設置を含め、平成21年10月に「伊丹市新型インフルエンザ対策計画A/H1N1等への対応版」、平成22年12月「伊丹市新型インフルエンザ（強毒性）対策計画」を策定し対策を進めてまいりました。また、今後、策定を予定しております市行動計画につきましては、基本的には現有の強毒性対策計画と大幅に変わることはないとの厚生労働省の見解も示されておりますことから、今後はこれをベースに国・県の行動計画に準じて市民の生命及び健康を保護し、また社会の混乱を最小限にするために、迅速・的確に行動するための検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは2回目の質問をさせていただきます。細かい話はまた委員会の方で質疑をさせていただきますが、1点、交通災害共済と災害共済等についてお尋ねをいたします。

先ほど副市長の答弁におきまして、昨年12月に報告のあった職員の事務処理ミス等について、さまざまな原因述べられておりましたけれども、やはり何と言ってもこの職員数、定数削減、先ほど総務部長から答弁ありましたとおり、人口1000人当たりの普通会計職員数は、平成5年からの8.29から平成24年で5.84の2.45ポイント減少しているという大きな減少でございます。やはり、それに従って業務内容についてもしっかりと見直していかなきゃいけない、で、しかもその業務内容の絞り込みっていうのが、現実に十分に行われてなかったことも一つの原因と思われまして、そうしたことも踏まえてこの審議会で答申を検討されてるのかどうかわかりませんが、そうしたものも織り込んだ上で、この両事業をどうするか考えるべきだというふうに思います。すなわち、この最初に諮問をしたとき、昨年時点での諮問をしたときには、まだそうした話はその諮問の内容に含まれてなかったんだと思うんですね、今とそれからその諮問をお願いしたときと前提条件は全く変わっているというふうに理解しておりますので、そうしたことも踏まえてこの両事業をどうするか、諮問をしている以上、答申を全く無視してやるというわけにはいかないでしょうけれども、そうした議論の中で、こうした情報についても昨年の12月に報告のあったいろんな市役所の業務能力の限界についてもしっかりとインプットした上で審議をしていただくようなことも必要だと思いますが、この点についてひとつ御答弁をお願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 川村副市長。

○番外（副市長川村貴清）（登壇） 御質問の両共済事業についてはこれまでもこういった議会の場、あるいは委員会場でさまざま議論をさせていただいておりますし、私どものその事務の進め方につきましても先ほど伊丹市の行財政プランの中でも一定のお示しをさせていただいておりますし、この行財政プランのプランの検証を行いながら、あるいは現下のその職員の状況等々を踏まえ、今、審議会でも現実的な御議論をいただいておりますのと、その答申も受けましてそれを踏まえまして適切に対応をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。